

IFRS第13号における公正価値（Fair Value）と 米国税務上の時価（Fair Market Value）との関係

Relationship between “Fair Value” under IFRS No.13
and “Fair Market Value” for the US Income Tax Purpose

山田 有人

1. はじめに—本稿の意義

(1) IFRS13号の公表

2011年5月12日、国際会計基準審議会（IASB）は、国際財務報告基準（IFRS）第13号「公正価値測定（Fair Value Measurement）」を公表した。IFRSは金融商品のみならず、様々な資産及び負債を公正価値によって測定することを要求又は許容しており、この広く公正価値により資産又は負債を測定することはIFRSに対する最大の批判ポイントであると同時に、最も顕著な特徴であると言われている。

このように、IFRSの導入においては公正価値という概念が重要な意味を持っているにもかかわらず、IFRSは公正価値測定とこれに関する開示の規定を統一しておらず、個別の会計基準が開発される度に断片的な検討をするに留まっていた。昨年公表された新基準である第13号は、IFRSにおける統一された公正価値測定の基準であることを意味し、さらに、IASBと米国財務会計基準審議会（FASB）のコンバージェンスのための共同プロジェクトとしての意味も有している。したがって、同新基準にはFAS第157号「公正価値測定」の多くの内容が転用されている。

同新基準の内容及びその背後にある思想は、世界中の企業の会計実務において極めて重大な影響を与えることになるだろう。

(2) コンテンツの投資評価の研究と税務上の取扱いの重要性

一昨年より、鷹野宏行（大原大学院大学准教授）、江頭幸代（大原大学院大学准教授）及び私の3名は、我が国の会計基準とIFRSとの統合を念頭に置きながら、我が国コンテンツ産業の発展、延いては日本経済が抱える構造的問題の解決の糸口を見つけているという気概の下に、コンテンツ投資の適正な評価方法に関する共同研究を行っている。当該共同研究は、実務家とのディスカッションに基づき検討を進める方法をとっており、その中心的なテーマは、コンテンツの会計上の公正価値の測定方法に関

するものになっているが、確定決算主義を前提とする我が国においては、税務上の扱いに関しても意識が及ぶこととなる。詳細は後述するが、公正価値という概念は極めて抽象的な概念であり、金融資産以外の資産に対して公正価値の測定方法を確立することは非常に困難なこととなっている。しかし、仮に特定の資産につき会計上適正と認められる公正価値の測定方法が確立できたとしても、当該測定方法によって計算されるものが税務上どのような扱いを受けるかについて予測ができなければ、研究の成果は実務上、ほとんど意味が無いものになってしまう。

我が国に限らず、多くの国の税法、特に所得概念を課税標準とする税制においては、時価取引を原則としている。税務領域においては、一般的に税法上許容される適正な時価を示す用語として、公正市場価値 (Fair Market Value : FMV) という言葉が用いられるが、税法におけるFMVの概念を研究している専門家は非常に多く存在する¹⁾。また会計領域においても、IFRSとの統合を念頭に置きながら、多くの専門家が公正価値 (Fair Value : FV) の概念について研究をしている²⁾。しかしながら、特に我が国においては専門家が独自の領域を固守する傾向が強く、両方の分野を有機的に研究対象とする学際的な先行研究がほとんど存在しない。我々の行っている共同研究のように、一つの産業を一気通貫に研究対象とすれば、FVとFMVは同一の概念なのか相違する概念なのか、またもし、相違する概念ならば、両者はどのような関係にあるものなのか、という疑問に辿りつくことは自然な成り行きである。

米国においてもこのような学際的な研究をする例は多くはないが³⁾、金融機関が金利スワップの時価評価において税務上行った調整を米国内国歳入庁 (IRS) が否認したことから、10年以上にわたり争われている裁判例 (JP Morgan Chase事件) があり、その係争の中で、一般に公正妥当と認められた会計原則に従ったFVと税務上要求されるFMVが同じものであるか否かが一つの争点となっている。巡回裁判所は、IFRS第13号が公表される前のSFAS第107号の規定を前提として、両者が違うものであるとの判決を出しているが、本稿では、当該裁判例で用いられたロジックにIFRS第13号の規定を当てはめていくことにより、IFRS第13号公表後のFVとFMVとの関係を紐解くことを議論の中心に据えている。

本稿は、前述の通り、コンテンツ投資の適正な評価方法に関する共同研究の論点整理の意味を有しているものであるが、米国における裁判例の研究に基づき、我が国における会計領域における公正価値研究と税務領域における時価取引の研究を有機的に結合する糸口を見つけることも目的としている。

2. 本稿の骨子

本稿の流れとしては、最初に、2011年5月12日に設定されたIFRS第13号の内容

を概観し、当該新規におけるF Vの定義やその特徴を明らかにする。次に、米国における裁判例 (JP Morgan Chase事件) で展開されたF VとF M Vとの関係を概観する。当該判決はI F R S第13号が公表される前のS F A S第107号の規定を前提としているので、当該裁判例で用いられたロジックにI F R S第13号に基づくF Vの概念を当てはめていくことにより、I F R S第13号公表後のF VとF M Vとの関係を検討することを最終的な研究の目的としている。

3. I F R S第13号の概要

(1) I F R S 13号の目的と範囲

I F R S第13号の目的は、以下の3つとされている (I F R S 13. 1)。

- ①公正価値を定義する。
- ②公正価値を測定するにあたっての単一のフレームワークを確立する。
- ③公正価値測定に関する開示を要求する。

I F R S第13号は、I F R S全体における公正価値測定のための単一のフレームワークを提供するものであるため、金融商品のみだけでなく全ての資産又は負債の公正価値測定の場合に適用されることになるが (I F R S 13. 5)、次の取引は除外されている (I F R S 13. 6, 7)。

①測定基準及び開示基準が適用されない取引

- ・ I F R S第2号「株式報酬」の適用範囲である株式報酬取引
- ・ I A S第17号「リース」の適用範囲であるリース取引
- ・ I A S第2号「棚卸資産」における正味実現可能価額やI A S第36号「資産の減損」における使用価値といった、公正価値ではないが公正価値に類似する測定

②開示基準が適用されない取引

- ・ I A S第19号「従業員報酬」に従って公正価値によって測定される制度資産
- ・ I A S第26号「退職給付制度の会計及び報告」に従って公正価値で測定される退職給付制度
- ・ I A S第36号に従って処分費用控除後の回収可能価額である資産

(2) 公正価値の定義と出口価格

I F R S第13号は、公正価値を以下のように定義している (I F R S 13. 9)。

公正価値とは、測定日における市場参加者間の特異でない取引において、資産の売却によって受取るだろう又は負債を移転するために支払うだろう価格をいう。⁴⁾、⁵⁾、⁶⁾

また、公正価値は、その価格が直接観察可能であろうと、評価技法を用いて見積もられたものであろうと、測定日における現在の市場環境での主要な（又は最も有利な）市場の秩序ある取引における資産を売却する又は負債を移転する価格（これを出口価格（exit price）という）となる（IFRS 13.24）。IFRS 第13号の最も特徴的な点は、FAS 第157号と同様に、公正価値の概念から「入口価格」を排除し、「出口価格」として定義していることであろう。IFRS 第13号が公正価値として出口価格のみに限定したことに対しては、他方面からのコメントが寄せられていたが、IASBは入口価格と出口価格の間に概念的な差はあるものの、多くの場合、同一の結果となるので（例えば、一つの取引を買手杜サイドと売手サイドから見たことと同じ）、二つの市場価格は不必要であり、公正価値を出口価格のみとしたと説明している⁷⁾。

(2) 公正価値測定のための前提

①測定対象の資産又は負債

公正価値を測定する際には、測定対象となる資産又は負債を明確にする必要がある。測定対象とされる資産又は負債は、単独の資産又は負債であるか、資産のみのグループ、負債のみのグループ、資産及び負債のグループといった、グループ単位となるかのどちらかである（IFRS 13.13）。測定対象がグループ単位となるのは、例えば、キャッシュを生み出す単位や事業といったものを対象とする場合である。公正価値の認識又は開示を行うに際して、単独の資産又は負債、あるいは、グループ単位であるかどうかは、その会計単位（unit of account）に依存することになる。また、資産の状態や場所、売却や使用に関する制限等の評価対象の資産又は負債に関して市場参加者が考慮すべき特徴がある場合には、当該事項を考慮しなければならない（IFRS 13.11）。

②秩序ある取引

公正価値の前提は、秩序ある取引が行われていることであり、秩序ある取引が行われていない場合における取引価格は公正価値ではない。ここで言う「秩序ある取引」とは、通常かつ慣習的なマーケティング活動ができる場合のように、測定日以前の一定の期間、市場にさらされていることを仮定した取引のことを指し、すなわち、強制された取引や投げ売りを前提としない（IFRS 13.A）。

③取引市場

公正価値測定では、資産を売却する又は負債を移転する取引が、主要な市場、もしくは、主要な市場が存在しない場合の最も有利な市場で行われるときの取引価格を前提としている（IFRS 13.16）。

主要な市場又は主要な市場が存在しない場合には、最も有利な市場を識別するために、合理的に入手できる全ての情報を考慮して決定しなければならない。反証する証拠がない場合、通常締結すると予想される市場が、主要な市場又は最も有利な市場であると推定される (I F R S 13. 17)。なお、主要な市場が存在する場合には、異なる市場の価格がより有利な価格である可能性があったとしても、主要な市場の価格を利用する (I F R S 13. 18)。また、測定日において観察可能な市場が存在しない場合でも、市場参加者の観点を考慮しながら、当該測定日に取引が行われることを仮定しなければならない (I F R S 13. 21)。企業は、測定日において、主要な (もしくは最も有利な) 市場にアクセスでなければならない。ただし、市場にアクセスできればよく、実際に取引できる必要はない。

④市場参加者

市場参加者とは、資産又は負債の主要な (又は最も有利な) 市場における、次の要件の全てを満たす買い手又は売り手のことである (I F R S 13. A)。

- (i) お互いに独立の関係である。但し、当該取引が市場の利用規約に基づき締結されたことを示す証拠を保持している場合には、関連当事者間の取引における価格であっても、公正価値測定へのインプットとして利用することができる。
- (ii) 知識を有している。通常及び慣習的な努力を通じて得られる入手可能な情報を利用して、資産又は負債及び取引について合理的に理解している。
- (iii) 資産又は負債に関する取引を行う能力がある。
- (iv) 資産又は負債に関する取引を自ら行う意思がある。すなわち、強制又は強要される取引ではない。

企業は、市場参加者が自らの経済的に最善の利益を求めて行動することを仮定し、市場参加者が資産又は負債の価格を決定するときに利用する仮定を利用して、資産又は負債の公正価値を測定しなければならない (I F R S 13. 22)。

⑤価格

公正価値を測定するために取引費用 (transaction costs) は調整しない。取引費用とは、資産又は負債についての主要な (又は最も有利な) 市場における資産の売却又は負債の移転のための費用で、資産の除去又は負債の移転に直接起因するものであり、取引から直接生じ、取引に不可欠なものであるが、取引が実行されなければ発生することがなかった費用のことである。一方で、輸送費用 (transport costs) は調整対象になる。輸送費用とは、現在の場所から主要な (又は最も有利な) 市場へ資産を輸送する時に発生するコストである。

(3) 公正価値評価の評価技法について

企業は、公正価値を測定する際に、一定の評価技法 (valuation techniques) を用いて評価する。評価技法とは、単純に市場の公表価格を参照するという方法もあれば、金融工学上のテクニックを用いて評価する方法もある。企業は、公正価値を測定するための十分なデータが入手できる評価技法を用い、観察可能なインプットを最大限活用し、観察不能なインプットの利用を最小限に抑えなければならない (I F R S 13. 61)。

評価技法を使用する目的は、測定日における市場環境での市場参加者間における秩序ある取引に基づく価格を見積ることであり、一般的には、下記に示す3つのアプローチが採用される (I F R S 13. 62, B 5 ~ B 11)。

①マーケット・アプローチ (Market Approach)

同一又は比較可能な資産、負債又は資産及び負債のグループに関連した市場取引によって生み出された価格及びその他の関連する情報を使用する評価技法。

②コスト・アプローチ (Cost Approach)

資産の用役能力を再調達するために現在必要となる金額 (現在再調達原価) を反映する評価技法。

③インカム・アプローチ (Income Approach)

将来の金額 (例えば、キャッシュ・フロー又は収益及び費用) を単一の現在の金額に変換 (割引) する評価技法。公正価値測定は、将来の金額に関する現在の市場の期待により示される価値を基準に算定される。

企業は、公正価値を測定する際に、単一又は複数のアプローチを整合して利用しなければならない。例えば、上場株式は単一の評価技法が適しているといえるが、有機的の一体としての事業の公正価値を評価する場合には、複数の評価技法を組み合わせる評価することが妥当となる。複数の評価技法を利用した場合には、それぞれの評価技法で算定された評価範囲の合理性を評価する必要がある。公正価値測定額は、当該範囲内の一定の値となる (I F R S 13. 63)。

I F R S 第13号がFVとして出口価格のみを採用していることと、測定のアプローチとして、マーケット・アプローチ及びインカム・アプローチを採用することは論理的な整合性は認められるが、コスト・アプローチを採用している点は矛盾があると言わざるを得ない。すなわち、コスト・アプローチとは、購入市場において成立する時価を測定することであり、それはすなわち入口価格に他ならない⁸⁾。

(4) 公正価値ヒエラルキーの一般原則

公正価値を測定するために使用される評価技法は、関連する観察可能なインプット

を最大限活用し、観察不能なインプットの利用を最小限に抑えなければならない (I F R S 13.67)。I F R S 第13号では、公正価値測定及び関連する開示における整合性及び比較可能性を増加するために、F A S BのF A S 第157号で用いている「公正価値ヒエラルキー (fair value hierarchy)」の概念を導入し、公正価値測定のためのインプットをレベル1からレベル3まで順位付けしている (I F R S 13.76, 81, 86)。なお、公正価値ヒエラルキーは、公正価値を測定するために使用される評価技法でなく、評価技法へのインプットの優先順位付けを行うものである。

①レベル3のインプット

企業が測定日においてアクセスできる同一の資産又は負債に関する活発な市場における (調整されていない) 公表価格

②レベル2のインプット

直接又は間接を問わず、資産又は負債に関する観察可能である、レベル1に含まれる公表価格以外のインプット

③レベル3のインプット

資産又は負債に関する観察不能なインプット

4. JP Morgan Chase事件

米国において、F VとF M Vが同じものであるかどうか争点になった裁判例がある (JP Morgan Chase事件 (第一審時は合併前のBank One事件)⁹⁾、¹⁰⁾。当該事件は、金融機関が金利スワップの時価評価において、税務上行った信用リスク等に係る調整を米国内国歳入庁 (I R S) が否認したことを契機として争われているものである。また、本事件の影響を受け、米国財務省は2007年6月に、納税者が行った会計上の時価評価を税務上也認めるセーフハーバーを定めた財務省規則を公表している。本事件は、金融機関における金利スワップの評価方法という特殊な事案について議論されたものではあるが、争点としてF VとF M Vとの関係という極めて一般的な論点が審議されたという意味において、その審議の経緯は米国のみならず、我が国の会計上のF Vと税法が要求するところの適正な時価との関係を考察するうえで有益なものである。

(1) JP Morgan Chase事件の経緯

本件裁判は、納税者が金利スワップの期末評価にあたって、税務上行った信用リスク及び将来の管理費用に係る時価評価の調整をI R Sが利益の繰延べにあたるとして否認した課税処分を争うものであるが、米国における租税裁判の手続きに従って非常に複雑な経緯を辿っている。

第一審である租税裁判所は、税務上の調整は認められるものとしてI R Sの処分を

退けたが、納税者が行った調整額の算出方法も適切ではないとし、租税裁判所が独自に提示した方法により両者に再計算させ、IRSの行った計算結果を認めた。しかしながら、納税者は当該再計算による結果が不服であるとして再び控訴をした。控訴審である巡回裁判所は、納税者が調査において十分な資料を提出していないとして、租税裁判所に事案の差し戻しを命じた。事案を差し戻された租税裁判所は、納税者が調査においてIRSに提出した記録の信頼性は不十分であり、IRSの行った計算結果は違法ではないと結論付け、内国歳入庁の計算結果を採用する判決を再度提出している。

(2) 租税裁判所が示したFVとFMVの相違点

一連の裁判の中で、米国における一般に公正妥当と認められた会計原則によって導かれるFVと税務上（内国歳入法第475条）のFMVが同じものであるかどうかという争点になった。納税者は、両者は同じものであることから、自身が行ったスワップの時価評価は税務上も認められるべきであると主張したが、租税裁判所は、両者の定義等を詳細に検討し、その違いを明らかにすることにより、両者が異なるものであるという結論を導いている。

①米国税法上のFMVの定義

租税裁判所は、米国税法上、FMVという言葉は多く用いられているが、その言葉の定義は議会においてされたことがないと説明したうえで、財務省が次の定義を行っている述べている。

公正市場価値は、自発的な購入者と販売者の間で財産を交換する時に付されるだろう金額であり、購入や販売につき、いかなる強制がされることなく、また両者が関連する事実につき相応な知識を有していることを前提とする¹¹⁾。

②SFAS 107号の規定に基づいたFVとFMVの相違

また、租税裁判所は、SFAS 107号の規定を詳細に分析し、FVと上記で定義したFMVが、以下の3点において異なると指摘した。

《相違点1》 FMVが、自発的な買い手と自発的な売り手が評価される資産について全ての事実を合理的に知っていることを求めているのに対して、FVは、両者にそのような知識を有していることを求めておらず、単に当事者が自発的に売買を行うことのみを想定している。

《相違点2》 FMVが、自発的な買い手と自発的な売り手が対象となっている資産について、いかなる売買の強制を受けていないことを条件にしているのに対して、FVは、単に当該資産が強制売却又は清算の対象となっていないことのみを求めているに過ぎない。

《相違点3》 FMVが、自発的な買い手や自発的な売り手を実際に存在する者というよりも、仮想的な者として考えるとともに、評価対象とされる資産が最善かつ最良の状態で使用されるものとして評価されなければならないことを求めているのに対して、FVの定義にはそのような要件がない。

以上の分析により、租税裁判所は、FVの方がFMVより概念的には広く、FMVはFVに含まれるものであり、したがって、評価の方法がFVの条件を満たしていたとしても、税法上適正と認められるFMVに認定されるとは限らないと結論付けている。

③FVとFMVの多様性の差

さらに控訴審である巡回裁判所は、両者の多様性の幅の差に注目し、下記の最高裁判所の判決を引用し (Thor Power Tool Co. v. Commissioner of Internal Revenue)、納税者が採用する時価評価方法が会計上のFVを生み出しているという事実だけでは不十分であり、当該評価方法が税務上のFMVを生み出していることを別途に確認しなければならないとした。

「会計士は、長い間、GAAP (一般に公正妥当と認められた会計原則) が同一の取引について同一の会計上の取扱いを保証する権威のある一連のルールからはほど遠いものであることを認識してきた。GAAPは、むしろ経営者に対して選択の余地を残すように合理的な取扱いの幅を認めている。この種の多様性は、財務報告においては許容されるに違いないが、同様な状況にある納税者が同じ税金を払うことをできる限り確保することを意図している租税制度においては疑問の余地がある。」¹²⁾

このように租税裁判所は、「公正価値」と「公正市場価値」の定義等を詳細に検討し、その違いを明らかにすることにより、両者が異なるものであるという結論を導いている。また、巡回裁判所は、会計及び税務のそれぞれの目的の違いから生じる多様性の差に着目し、FVとFMVは異なるものであると結論付けしている。

5. 結びに代えて

(1) S F A S第107号の規定から判断された相違点の解消

租税裁判所がS F A S第107号の規定を前提として指摘した、FVとFMVの3つの相違に関しては、I F R S第13号の規定を前提とすれば、以下の通りに全て解消されているものと思われる。

①《相違点1》の解消

S F A S第107号におけるFV測定においては、自発的な買い手と自発的な売り手が評価される資産について全ての事実を合理的に知っていることを求めておらず、単に当事者が自発的に売買を行うことを想定しているのみであった。しかしながら、I

F R S 第13号におけるF V測定においては、通常及び慣習的な努力を通じて得られる入手可能な情報を利用して、資産又は負債及び取引について合理的に理解している市場参加者を前提としているので（I F R S 13. A）、相違点1は解消されている。

②《相違点2》の解消

S F A S 第107号におけるF V測定においては、自発的な買い手と自発的な売り手が対象となっている資産について、いかなる売買の強制を受けていないことを条件にしておらず、単に当該資産が強制売却又は清算の対象となっていないことのみを求めていた。しかしながら、I F R S 第13号におけるF V測定においては、資産又は負債に関する取引を自ら行う意思があり、強制又は強要される取引ではないことを前提としているので（I F R S 13. A）、相違点2も解消されている。

③《相違点3》の解消

また、S F A S 第107号におけるF V測定においては、自発的な買い手や自発的な売り手を仮想的な者として考えて評価することを要求していなかった。しかしながら、I F R S 第13号におけるF V測定においては、資産を売却する又は負債を移転する取引が、主要な市場、もしくは、主要な市場が存在しない場合の最も有利な市場で行われるときの取引価格を前提としていること（I F R S 13. 16）、さらに、測定日において観察可能な市場が存在しない場合でも、市場参加者の観点を考慮しながら、当該測定日に取引が行われることを仮定しなければならないので（I F R S 13. 21）、相違点3も解消されている。

④F VとF M Vの多様性の差の解消

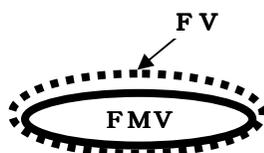
また、I F R S 第13号では、F Vを測定するために使用される評価技法は、関連する観察可能なインプットを最大限活用し、観察不能なインプットの利用を最小限に抑えなければならないとされ（I F R S 13. 67）、さらに、F V測定における整合性及び比較可能性を増加するために、「公正価値ヒエラルキー（fair value hierarchy）」の概念を導入している点を考慮すると、巡回裁判所が指摘していた、F Vの測定につき「合理的な取扱いの幅」の選択の余地は相当に限定されており、F VとF M Vの多様性の差も解消されていると考えるのが妥当であると思われる。

（2） 出口価格と入口価格

上記（1）に示すように、I F R S 第13号の規定を前提とすれば、JP Morgan Chase事件において租税裁判所が指摘したF VとF M Vの3つの相違点及び巡回裁判所が指摘していたF VとF M Vの多様性の差は解消されているものと思われるが、一方で、I F R S 第13号においては、F A S 第157号と同様に、F Vを出口価格と定義しているため、F M Vとの新たな相違が生じてしまっている。すなわち、F M Vの一

一般的な定義は、単に、自発的な購入者と販売者の間で財産を交換する時に付されるだろう金額であるので、資産を売却した場合のインフロー（あるいは負債を移転した場合のアウトフロー）である出口価格のみに限定されず、資産を購入した場合のアウトフロー（あるいは負債を引き受けた場合のインフロー）である入口価格も指すものであると考えられるためである¹³⁾。

F VとF M Vの定義の違いは概念的なものであり、実際の取引に適用した場合には、その違いが明確に現れるものではないかもしれないが、S F A S第107号を前提としたF VとF M Vの関係と、I F R S第13号を前提としたF VとF M Vの関係は下記の図のようになるのではないと思われる。S F A S第107号を前提とした場合には、米国租税裁判所が示した様に、F Vの方がF M Vより概念的には広く、F M VはF Vに含まれるものであったが、I F R S第13号を前提とした場合には、F Vの概念が狭くなり、かつ、「出口価格」のみを前提とするので、その概念はF M Vよりむしろ小さくなっていると思われる。



< S F A S第107号のF VとF M Vの関係 >



< I F R S第13号のF VとF M Vの関係 >

(3) 時価評価に対する納税者の利益と課税負担の公平性

税務上の時価評価は、とりわけ法人所得税においては、基本的に期間損益の問題である。その事務手続きの煩雑さを考えれば、納税者の立場からは、会計上の処理を税務上も認めてもらいたいと望むだろうが、時価評価という名目で簡単に納税者独自の利益調整を認めることにもなりかねず、課税負担の公平性という観点からは問題が生じる。一方で、税務当局が許容する測定モデルをあらかじめ特定し、その方法を詳細に規定することにより、納税者に画一的な時価評価を求める方向も考えられるが、これによって租税負担の公平等を図ることが可能とはなるが、税務当局が評価対象資産の最新のマーケット動向を把握し、それを反映させた評価方法を頻繁に改訂することは実務上不可能なことであるし、その改訂のタイミングが遅れた場合には、かえって不公平な結果が生じることになるだろう。

(4) 時価評価に関する米国セーフハーバー規則

米国においては、財務省が2007年6月、内国歳入法第475条に規定される有価証券

ディラーを対象として、納税者が行う財務会計上の時価評価を税務上も是認するセーフハーバーを定めた規則が発表された¹⁴⁾。当該セーフハーバーを認める条件としては、①米国の一般に公正妥当と認められた会計原則に従って処理を行うこと、②時価評価損益を損益計算書において認識すること、及び、③ミッド・レートによる評価を前提とする評価方法を使用する等が規定されている。

納税者の利益と課税負担の公平性という、古くて新しい問題に対する成功法で現実的な対策としては、各企業や産業界が関連する会計や税法の規定を十分に理解し、測定対象となる資産及び負債の特性を把握した上で、その適正な測定方法に関する研究を進めるしかないのだが、上記のような米国が実施している時価評価に関するセーフハーバー規則のような制度を我が国において導入することも一計であると考える。

<参考文献>

山田有人[2011]「相続税財産評価に関する基本通達における無体財産の評価方法に関する一考察」『研究年報』第5号 大原大学院大学

上野清貴[2011]「公正価値の概念とその論理」『企業会計』第63巻9号。

上野清貴[2009]「公正価値の概念と測定」『企業会計』第61巻第2号。

立石信一郎[2008]「デリバティブの時価評価における税務上の諸問題—金融機関が行う店頭デリバティブ取引を中心に—」『税大論叢』59号

F A S B [2006], Statement of Financial Accounting Standards No.157, *Fair Value Measurements*, FASB

I A S B [2011], International Financial Reporting Standards No.13, *Fair Value Measurements*, IASB

Bank One Corp. v. Commissioner, 120T.C. 174, 307 (2003), 458 F.3d 564 (7th Cir. 2006)

Joni Larson[2010], *Valuation Handbook*, LexisNexis

1) 例えば、我が国において、税務上な適正な時価概念を研究している例として、石島弘「課税標準の研究」(2003・信山社)、高野幸大「租税財産の評価と納税」(租税法研究第23号)、八ッ尾純一「時価課税の規定と事例研究」(2003・清文社)等がある。実務家の研究として、須田和彦「法人税の時価」(2011・中央経済社)がある。また、日本公認会計士協会も「税法上の時価について—関係会社間の財・サービスの取引価格の研究—」(2004)を租税調査会研究報告11号として発表している。

2) 例えば、我が国において、会計上の公正価値概念を研究している例として、齊藤真哉[2011]「財務会計 公正価値測定およびその開示(1)～(6)」『MJS税経システム研究所monthly report』、岩崎勇[2011]「IFRS導入と公正価値会計の拡大」『経済学研究 78(2・3)』、上野清貴[2011]「公正価値の概念とその論理」『企業会計』第63巻9号、上野清貴[2009]「公正価値の概念と測定」『企業会計』第61巻第2号等がある。

- 3) 米国において会計上のFVと税務上のFVの相違については、Joni Larson[2010], *Valuation Handbook*, LexisNexisや*Guide to Fair Value under IFRS*, WILEY[2009]等の実務家による研究がある。
- 4) 原文では次のように表現されている。“the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.”
- 5) S F A S第157号においては、FVを次のような定義をしている。「測定日現在において市場参加者の間の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、又は負債を移転するために支払うであろう金額」当該定義は、既に公正価値から「入口価格」を排除し、「出口価格」のみを指している。
- 6) 日本基準においては、公正価値を「時価」の概念と関連づけて定義している。たとえば、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」においては、次のような定義がある。「時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。」また、時価の考え方について、日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」には、次のような補足もある。「時価は、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価格」である。
- 7) I A S B[2011], International Financial Reporting Standards No.13, *Project Summary and Feedback Statement, Fair Value Measurements*, p17
- 8) 上野清貴中央大学教授も、I A S Bのコスト・アプローチが公正価値の出口価格に一致するという結論は論理の飛躍であり、コスト・アプローチを公正価値の測定における評価技法の一つとして実務上認めるとしても、それは論理的な意味での公正価値ではないと言われている（上野清貴[2011]「公正価値の概念とその論理」『企業会計』第63巻9号）。
- 9) Bank One Corp. v. Commissioner, 120T.C. 174, 307 (2003), 458 F.3d 564 (7th Cir. 2006)
- 10) 我が国においては、FVとFMVが同じものであるかどうか争点になった裁判例はないが、営業権の定義を巡って、会計上の定義から税法上の扱いを判断した事例がある（昭和50年（行ツ）第82号法人税等更正処分取消請求事件）。
- 11) 原文では以下の様に表現されている。“the price at which the property would change hands between a willing buyer and willing seller, neither being under any compulsion to buy or sell and both having reasonable knowledge of relevant facts.”
- 12) 当該日本語訳は、立石信一郎[2008]「デリバティブの時価評価における税務上の諸問題—金融機関が行う店頭デリバティブ取引を中心に—」『税大論叢』59号 415pを参考にさせてもらっている。
- 13) 我が国の相続税財産評価通達によると、財産の価額は時価によるものとし、時価とは、「課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に、通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、財産評価通達の定めによって評価した価額による」とされている。同通達に評価方法の定めのない財産の価額は、同通達に定める評価方法に準じて評価することとされ、また、同通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価することになっている。
- 14) Advance Notice of Proposed Rulemaking “Safe Harbor for Satisfying Statutory Requirements for Valuation under Section 475 for Certain Securities and Commodities” (REG-100420-03)

(やまだ ありひと・大原大学院大学 会計研究科教授)